

福祉局くらし支援課更生センター看護師業務に係る会計年度任用職員（特定事務）
募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

・更生センター及び更生援護相談所における看護師業務

例：更生センター入所者の健康管理等

3. 応募資格

・看護師資格を有する者

・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

② 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢は問いません。

4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

(4回まで最長5年)

5. 勤務条件

(1) 基本給

月額：約21万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

年収：約365万円（初年度は約330万円）

諸手当等：期末手当（年間約102万円）、時間外勤務手当、通勤手当等

※在職期間に応じて期末手当の支給割合を決定するため、初年度の期末手当は年間約66万円です。

(2) 勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩60分）・週4日（31時間）

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された日

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(5) 勤務地

神戸市立更生センター

神戸市中央区割塚通1丁目2番20号

(6) 福利厚生

健康保険（神戸市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労務災害補償等

(7) 試用期間 1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合等)
 - ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(9) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局くらし支援課 更生センター看護師採用担当

電話（078）331-8181 内線3025

※平日9：00～17：00まで受付（12：00～13：00除く）

8. 申込方法

① 提出書類

履歴書（写真添付）、職務経歴書、看護師資格証明書類の写し

② 申込方法

郵送にて「7.問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

※提出の際はHPをみて応募した旨を明記してください。

③ 受付期間

令和8年2月12日（木）必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。